

野市保育所民営化に関する Q&A

令和 8 年 8 月現在

Q1 なぜ民営化するのですか。

香南市では、厳しい財政状況を踏まえ、「第三次香南市行政改革大綱」及び具体的な取組を推進するための「第三次集中改革プラン」を策定し、持続可能なまちづくりを目指し、行政改革に取り組んでおります。その取組の一つとして、公立保育所の民営化を進めることとしています。

本市は、近隣自治体と比べて公立保育所の割合が高く、その運営には多くの人件費などの経費を要しています。限られた財源の中で、保育をはじめとする行政サービスを将来にわたって維持していくためには、民間事業者が担うことのできる分野については、その力を活用しながら、より持続可能な保育体制を構築していくことが必要であると考えています。

民営化にあたっては、民間事業者が培ってきた経験やノウハウを活かしながら、子どもたちがこれまでと変わらず安心して教育・保育を受けられる環境を大切にすることができるよう、市が引き続き保育の実施主体として責任を持ち、保育の質の確保に努めていきます。

Q2 なぜ野市保育所を民営化するのですか。

施設の立地や利用者などの状況から保育需要が高く、継続的に定員確保が見込める施設であることから、野市保育所を選定しました。

Q3 市は公立保育所を運営する法的責務があるのではないですか。

児童福祉法第24条第1項に、保育の実施に関する市町村の責任が明記されておりますが、保育そのものを直営で行うかについて、市町村の判断によるものとされています。運営形態として公立保育所でなければならないという意味ではなく、保育そのものを直営で行うか、民間に委託するかは市町村の判断によるものとされています。公立私立の形態に関わらず、市民の保育環境を整備することが、市としての責任となります。

Q4 民営化までのスケジュールや手順はどのようになりますか。

市では、令和11年4月の民営化を目指し、令和9年度秋ごろを目途に、参入事業者を決定し、その事業者による説明会を開催する予定です。

なお、移管するまでには、事業者公募、事業者選定委員会での選定作業、事業者の決定、保護者、事業者、市で構成する三者協議、合同保育（新旧保育士による）の実施を経て、移管が完了する流れとなります。

※三者協議は、民営化後も定期的に行われ、良好な保育環境の構築を図ります。

Q5 民営化の方法を民間委託ではなく、民間移管としたのはなぜですか。

設置及び運営の方法としては、市が設置運営する「公設公営」方式、運営を民間に委ねる「公設民営」方式、民間が設置運営する「民設民営」方式があります。

民間委託の場合は、「公設民営」方式となり、設置者、土地、建物の所有者は市のままであるため、委託を受けた民間団体（委託先法人）が新規事業を展開するためには、市との協議や市での予算確保が必要になるなど委託先法人の柔軟性やスピード感到に制約がでることになります。また、指定管理者制度を利用する場合も同様に「公設民営方式」になります。

このようなことから、多様化する保育ニーズ等に迅速に対応するなど、民間ならではの柔軟性を活かすため、民間への移管（民設民営方式）の手法としたものです。なお、この手法によって完全な民間施設となることから、国、県からの補助金（運営費、施設整備費）が交付されるため、市の財政負担も軽減されます。

Q6 移管先法人をどのように選定しますか。

移管先法人の選定については、教育・保育施設運営に十分実績のある民間法人を対象に公募し、プロポーザル（企画提案）方式で選定します。

市の基本的な考え方に基づき、保護者等の意見を取り入れた「募集要項」を定め、外部有識者等を含む関係者から構成する移管先民間法人選定のための委員会を設置し、選考の公平性・透明性を確保したうえで選定を行います。

なお、応募のあった法人が市の定める運営などの水準を満たさない場合は、移管先法人が決定するまで現行どおり、市による運営（公設公営）を継続します。

Q7 移管した法人が、万が一、経営破たんや撤退した時はどうなりますか。

移管先に選定する法人は、経営が安定し、実績がある法人を選定することとしており、選定に関しては、事業主体として継続性や安定性等を総合的に勘案するとともに、保育内容を継続・向上できるか審査いたします。

しかしながら、万一事業者が撤退あるいは倒産等した場合は、新たな事業者が選定されるまでは公設公営で運営する等により、継続して運営を行います。

Q8 民営化にした場合、保育内容や行事などが変わりますか。

保育内容は、職員配置や設備等に係る国の基準を遵守し、国が定める保育指針、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて教育・保育を行います。子どもや保護者への影響を最小限にするために、移管前に行っていた行事や保育内容については、できる限り引き継ぐように要請します。

Q9 保育士が入れ替わるなど子どもの環境変化についてどう対応しますか。

民営化においては、職員が入れ替わることによる子ども達への影響を最小限にする必要があると考えています。移管準備期間中に市の職員と移管先法人の職員が合同で保育を行い、子ども達が安心して新年度を迎えられるように、十分な引継期間を設けます。

また、市の会計年度任用職員が継続的に就労を希望する場合には、移管先法人に優先的な雇用を要請し、民営化後も子どもや保護者が安心して通えるようにしていきたいと考えています。

Q10 現在、公立保育所で働いている保育士はどうなるのですか。

正規職員は、人事異動により他の公立保育所・幼稚園・こども園で勤務することになります。また、会計年度任用職員は、本人の希望や移管先法人の意向に基づいて調整し、移管先法人の職員として引き続き勤務してもらうことも可能になります。

Q11 民営化により保育料が高くなったり、新たな負担が発生しませんか。

保育料は条例等に基づき、公立、私立とも市が決定するため、保育料は変わりありません。

一方で、保育料以外の教材、制服等の経済的負担が増える可能性も考えられます。また、移管先法人の提案により新たなサービスが導入され利用した場合に、利用料がかかることも考えられますが、経済的負担が増える際は、移管先法人と保護者の話し合い等により保護者の理解を得たうえでの決定となります。

Q12 民営化によって入所手続きや入所基準が変わりますか。

入所手続き、入所基準は公立、私立による差はありませんので変更はありません。

Q13 給食はどうなりますか。

提供する給食は、児童の発達段階に応じた食事の提供やアレルギーへの配慮など栄養面・安心・安全面、衛生面での質が確保される必要があります。また、食育の推進など給食の果たす役割は大きくなっています。そのため、民営化後の給食についても、これまでと同様に自園調理方式による食育を推進するとともに、食物アレルギーを持つ児童への対応を丁寧に行うことを移管の条件としていきます。

Q14 民営化後の市の関りはどうなりますか。

移管後についても、市は移管先法人に対する指導・監督を行っていく責務があります。民営化後は、移管先法人が運営状況や引き継がれた保育内容をしっかり行っているかを確認するため、保護者アンケートの実施や、市の職員による訪問や三者協議を行うとともに、必要に応じ助言・指導を実施し、市として民営化の検証を行い、民営化後の施設運営に活かしていくものとします。